総合口座取引規定

令和6年10月現在

1. (総合口座取引に係る契約の成立)

この規定に基づく契約は、当金庫がお客さまから当金庫所定の総合口座申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに成立するものとします。

1の2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること(以下、「この取引」という。)ができます。
 - ① 普通預金 (無利息型普通預金を含みます。以下同じ。)
 - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金 (M型)、 自由金利型定期預金並びに変動金利定期預金 (以下これらを「定期預金」という。)
 - ③ 第2号の定期預金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の 当該各取引の規定により取扱います。

3. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、取引店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。
- (2) 定期預金の預入れ、解約または書替継続は取引店のみで取扱います。

4. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定 定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動 的に継続します。また、自由金利型定期預金(M型)のうち定額複利預金(以下、「定額複 利預金」という。)については、最長預入期限に前回と同一の期間の預金に自動的に継続し ます。
- (2)継続された預金についても前項と同様とします。
- (3)継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金ならびに定額複利定期預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。
- (4)満期未到来のときは、期限前解約に相当の事由が認められ当金庫が承諾したときに限り、 解約できるものとします。

5. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。
- (2) 前項における普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続手続に加え、普通預金の 払戻しを受けることまたは定期預金の解約、書替継続手続を行うことについて正当な権限 を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。こ の場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは普通預金の払戻しまたは 定期預金の解約、書替継続の手続を行いません。

- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ口座振替依頼書またはこれに相当する書面により当金庫所定の手続をしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額(当 座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは 当金庫の任意とします。
- (5)前4項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、口座取引を一時停止し、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し等のお取り扱いと致します。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

6. (預金利息の支払い)

普通預金(ただし、無利息型普通預金を除きます。)の利息は、毎年3月と9月の第2土曜日を利息決算日としその翌日に普通預金に組入れます。定期預金の利息は、元金に組入れる場合並びに中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

7. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求 があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的 に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額(以下、「極度額」という。)は、この取引の定期預金の合計額の90%(1,000円未満は切捨てます。)または貸越限度額500万円(担保上限556万円)のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。) は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、貸越利率の高い順にその返済にあてます。

8. (貸越金の担保)

- ① この取引に定期預金があるときは、その合計額について担保上限556万(貸越限度額500万)を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- ② 前号において担保となる定期預金が数口あるときは、貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順序に従い担保とします。

(2)

- ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、 前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押に かかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保としま す。
- ② 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。この支払があるまで前号の(仮)差押にかかる担保権は引続き存続するものとします。

9. (貸越金利息等)

(1)

- ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の第2土曜日の翌日に、 1年を365日として日割り計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れま す。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- a. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合

その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率

- b. 自由金利型定期預金 (M型) を貸越金の担保とする場合
- (ア) その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- (イ) 定額複利預金を総合口座の担保として預入する場合は自動継続方式とし、当座貸越 が発生した場合の貸越利率は最長預入期限に適用する利率に0.50%を加えた利率
- c. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
 - その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- d. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合 その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金のいずれの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更します。この場合、変更後の預金利率を 適用する日は予め当金庫ホームページ並びに店頭において公示するものとします。
- (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年15.00%(年365日の日割計算)とします。

10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、第三者による損害担保を求めることがあります。
- (4) この通帳を再発行(汚損等による再発行を含む)する場合には当金庫ホームページ並びに 店頭備えつけの電子掲示板、その他適切な方法によりお知らせした「手数料一覧」に準じ た手数料をいただきます。
- (5) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着 しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって 成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。 また、預金者の補助人・保佐 人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、 同様に当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がな されている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

12. (印鑑照合等)

担保定期の解約または貸越による払戻し取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額または不正な解約、 書替継続による払戻しの額に相当する金額について、第13条により補てんを請求するこ とができます。

13. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約、書替継続による払戻し (以下、本条において「当該払戻し」という。) については、次の各号のすべてに該当する 場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額並びにこれにかかる手数料・利息に相当す る金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額並びにこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。
 - ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であること並びに預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、 当金庫は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - a. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - b. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人 (家事全般を行っている家政婦など。)によって行われたこと
 - c. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について 偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して 行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度 において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して 預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

14. (即時支払)

- (1) 次の各号に一つでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなく ても、それらを相殺するものとします。
 - ① 支払いの停止または破産、再生手続開始の申立てがあったとき

- ② お客さまに相続の開始があったことを当金庫が知ったとき
- ③ お客さまが行方不明になったことを当金庫が知ったとき
- ④ 第9条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを相殺するものとします。
 - ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ③ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき

15. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。
- (2) 前条各項の事由があるときまたは普通預金規定に基づき普通預金取引が停止または解約された場合は、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - a. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的 をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると 認められる関係を有すること
 - e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用していずれか一にでも該当する行為をした場合
 - a. 暴力的な要求行為
 - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - e. その他本号aからeに準ずる行為

16. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知並びに所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

- ③ 第1号により、なお普通預金の残高がある場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息並びに損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

17. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金、その他のこの取引にかかるいっさいの権利並びにこの通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力 発生時期を、店頭表示、当金庫ホームページまたはその他相当の方法で公表することによ り、周知します。
- (3)前2項による変更は、公表の際に定める制定日または改定日から適用するものとします。

以上